

2022年6月30日

各位

会社名 合同会社 Vpg
代表者名 代表社員
山内万丈

会社名 株式会社 KITE
代表者名 代表取締役
山内万丈

「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」
の変更に関するお知らせ

合同会社 Vpg（以下、「当社（Vpg）」といいます。）及び株式会社 KITE（以下、「当社（KITE）」
といい、当社（Vpg）と併せて、「当社ら」又は「公開買付け者」といいます。）は、東洋建設株
式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融
商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基
づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2022 年
5 月 18 日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定
に関するお知らせ」（以下「本公開買付け予告プレス」といいます。その後の 6 月 8 日訂正プレ
ス（以下に定義します。）による変更を含みます。）及び 2022 年 6 月 8 日付け「東洋建設株
式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の訂正
に関するお知らせ」（以下「6 月 8 日訂正プレス」といいます。）を公表しておりますが、本公
開買付けに係る本公開買付け予告プレスの記載事項の一部に変更すべき事項が生じたため、本
日、本公開買付け予告プレスを下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。な
お、本書において用いられる用語は、別途本書にて明示的に定義されない限り、本公開買付け予
告プレスにおいて定義された意味を有するものとします。

6 月 8 日訂正プレスに記載のとおり、対象者は、2022 年 5 月 24 日付けで対象者取締役会にて
「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド（WK 1 Limited）らによる当社株
式を対象とする大規模買付け行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支
配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付け行為等への対応方針（Vpg らによる当社株式の
公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方
策）」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定しました。その後、①当社ら及び特別
関係者は、2022 年 6 月 8 日付けで、大要、（ア）対象者取締役会が賛同表明及び応募推奨を行
わない限り、本公開買付けを開始しないこと、及び、対象者の事前の同意なく、本公開買付け予
告プレス（本公開買付け前提条件）記載の本公開買付け前提条件①を放棄しないこと、（イ）2023 年
5 月 24 日までの間、対象者の事前の同意なく、対象者株式の追加取得及び本対応方針に定める

「大規模買付行為等」を行わないことを対象者に対して誓約し、②当社らは、2022年6月11日付けで、対象者において本申込みを検討する上で追加的な情報提供が必要ということであれば、積極的にこれに応じさせていただくことを誓約するとともに、③当社らは、上記①及び②の書面並びに2022年6月8日の対象者との協議において、対象者に対して、上記①及び②の誓約を行うことを前提に、本対応方針の廃止と、2022年6月24日の対象者の第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において上程予定であった本対応方針に係る議案の取下げを要請しました。対象者は、かかる当社らからの要請も踏まえて、2022年6月23日付けで、対象者取締役会において、本定時株主総会においては本対応方針に係る議案を上程せず、取り下げを決定し、同日付けで「第100回定時株主総会第5号議案（当社株式の大規模買付行為等への対応方針等の承認の件）の取下げに関するお知らせ」（以下「本対応方針取下げプレス」といいます。）を公表しました。本対応方針取下げプレスによれば、本定時株主総会における本対応方針に係る議案の取下げに伴い、本対応方針は、本定時株主総会の終結時をもって直ちに廃止されました。

当社らは、本対応方針の導入以前から継続的に、対象者に対して当社買収提案の検討に必要な情報提供を行うとともに、対象者における当社買収提案の真摯な検討を求め、また、当社ら及び対象者の間で当社買収提案に係る協議を進めております。さらに、当社らは、対象者からも、2022年6月23日付けで、今後も当社らと真摯かつ友好的な協議を継続することの要請を受けており、これに対して、2022年6月24日付けで、当社らから対象者に対して、今後も引き続き、当社買収提案に対して対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるよう、また、対象者の株主の皆様ごの期待に沿えるように真摯かつ友好的な協議を進めさせていただきたい旨を伝えております。

本公開買付け予告プレスにおいては、本公開買付けの開始時期について2022年6月下旬を目途としておりましたが、本書日付け時点において本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得られていないことから、本公開買付け前提条件①が充足されておられません。しかし、当社らとしては、本公開買付け予告プレス〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「オ. 本公開買付けの決定に至る経緯及び本公開買付けを実施する理由」に記載のとおり、対象者の課題に対応するためには対象者の非公開化を行うことが合理的であり、当社らが提案する経営方針及び企業価値向上策の施策を対象者とともに実行していくことにより、対象者の企業価値及び株式価値を最大化することができると引き続き考えていることから、対象者取締役会に対して、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨の決議をしていただくよう引き続き働きかける予定です。このため、当社らは、本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得るべく、対象者と協議を継続するため、本公開買付けの開始時期を延期する必要があると考えております。

そして、本公開買付けの開始時期を含む具体的なスケジュールについては、今後の対象者と

の協議の進捗状況や、対象者取締役会において必要とされる検討期間を考慮する必要があり、当社らとしても本公開買付けの具体的な開始時期を決定し難い状況にありますが、当社らとしては、本公開買付前提条件①を充足するために必要となる期間として、本対応方針は既に廃止されているため、あくまで参考ではあるものの、(i)本対応方針において、本公開買付けのように対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる対象者の全ての株券等の買付けが行われる場合の取締役会評価期間は最長 60 日間とされていたこと、及び、(ii)上記(i)の期間に加えて対象者取締役会における必要な検討期間として一定の追加期間が必要となる場合には、対象者取締役会は取締役会評価期間を最長 30 日間延長することができたことも踏まえて、現時点においては、本公開買付けの開始時期は 2022 年 9 月下旬が目途となるものと考えております。

当社らとしては、引き続き対象者と協議を継続してまいります。今後も対象者との協議に重大な進捗がありましたら、当社らより公表（2 以上の報道機関に対する公開又は Yamauchi No.10 Family Office のウェブサイトにて公開する方法によります。）させていただきます。また、2022 年 9 月下旬よりも前においても、上記の本公開買付前提条件①の充足の状況について重大な変更（本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。）が生じた場合には、速やかに公表する予定です。

記

変更箇所には下線を付しております。

冒頭柱書

（変更前）

<前略>

なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件（下記<本公開買付前提条件>に定義します。以下同じです。）が全て充足された場合（又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②を放棄した場合）に限り、開始いたします。当社らは、下記<本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について>「③ 本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「カ. 2022 年 5 月 18 日以降の経緯」に記載のとおり、対象者の同意なく、本公開買付前提条件①を放棄しないことを対象者に誓約したことから、本公開買付前提条件①の放棄はいたしません。当社らは、本日現在、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合には、2022 年 6 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定しております（なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表（2 以上の報道機関に対する公開又は Yamauchi No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）のウェブサイトにて公開する方法によります。以下同じです。）いたします。）。なお、本書において別途明記されて

いるもの（下記〈本公開買付価格〉に記載の買付け等の価格の変更及び下記〈本公開買付けの概要〉に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他これに関連する変更を意味します。）を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定しておりません。

（変更後）

〈前略〉

なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件（下記〈本公開買付前提条件〉に定義します。以下同じです。）が全て充足された場合（又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②を放棄した場合）に限り、開始いたします。当社らは、下記〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「カ. 2022年5月18日以降の経緯」に記載のとおり、対象者の同意なく、本公開買付前提条件①を放棄しないことを対象者に誓約したことから、本公開買付前提条件①の放棄はいたしません。当社らは、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合には、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを、本公開買付けの開始を当初公表した2022年5月18日時点においては予定していたところ、2022年6月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、2022年9月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定しております（なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表（2以上の報道機関に対する公開又は Yamauchi No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）のウェブサイトにて公開する方法によります。以下同じです。）いたします。）。なお、本書において別途明記されているもの（下記〈本公開買付価格〉に記載の買付け等の価格の変更及び下記〈本公開買付けの概要〉に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他これに関連する変更を意味します。）を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定しておりません。

〈本書による開示の理由〉

（変更前）

〈前略〉

なお、当社らとしては、下記〈本公開買付前提条件〉のいずれかが2022年6月下旬までに充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しております。

〈後略〉

（変更後）

<前略>

なお、当社らとしては、下記<本公開買付前提条件>のいずれかが2022年6月下旬までに充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しておりましたが、その後、2022年6月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておりません。しかし、当社らは、対象者取締役会に対して、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨の決議をしていただくよう引き続き働きかける予定であり、2022年9月下旬までに下記<本公開買付前提条件>のいずれかが充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しています。

<後略>

(変更前)

<前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記<本公開買付前提条件>に記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。)の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記<本公開買付前提条件>に記載の方法により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下記<本公開買付前提条件>記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充足となった前提条件②を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。)について、公表する予定です。2022年6月下旬の時点で下記<本公開買付前提条件>記載の本公開買付前提条件①が充足されない場合も、当社らは、引き続き対象者取締役会からの賛同表明及び応募推奨の取得に向けて対象者と協議をさせて頂く予定です。この場合は、2022年6月下旬に、その旨及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予定です。また、これに加えて、2022年6月下旬よりも前においても、下記<本公開買付前提条件>記載の前提条件の充足の状況について重大な変更(下記<本公開買付前提条件>記載のとおり本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。)が生じた場合には、速やかに公表する予定です。万が一下記<本公開買付前提条件>記載の前提条件のいずれかが充足されず本公開買付けを開始しない場合には、当社ら及び特別関係者は、現時点においては対象者の中長期的な株主として対象者株式を継続的に所有し、引き続き対象者の株主として建設的な対話(エンゲージメント)を対象者と行い、対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上に関与することを企図しております。

(変更後)

<前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記<本公開買付前提条件>に記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。)の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記<本公開買付前提条件>に記載の方法により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下記<本公開買付前提条件>記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充

足となった前提条件②を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。)について、公表する予定であったところ、2022年6月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、改めて2022年9月下旬において公表する予定です。2022年9月下旬の時点で下記〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①が充足されない場合も、当社らは、引き続き対象者取締役会からの賛同表明及び応募推奨の取得に向けて対象者と協議をさせて頂く予定です。この場合は、2022年9月下旬に、その旨及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予定です。また、これに加えて、2022年9月下旬よりも前においても、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の状況について重大な変更(下記〈本公開買付前提条件〉記載のとおり本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。)が生じた場合には、速やかに公表する予定です。万が一下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件のいずれかが充足されず本公開買付けを開始しない場合には、当社ら及び特別関係者は、現時点においては対象者の中長期的な株主として対象者株式を継続的に所有し、引き続き対象者の株主として建設的な対話(エンゲージメント)を対象者と行い、対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上に関与することを企図しております。

〈本公開買付前提条件〉

(変更前)

本公開買付けは、2022年6月下旬を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)

<後略>

(変更後)

本公開買付けは、2022年9月下旬を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)

<後略>

〈インフロニア公開買付けに対する当社らの提案の優位性〉

(変更前)

<前略>

その後、インフロニアの2022年5月20日付「東洋建設株式会社株式（証券コード：1890）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によれば、インフロニア公開買付けにおける応募株券等の総数（4,051,830株）が買付予定数の下限（43,837,790株）に満たなかったため、インフロニアは応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことであり、インフロニア公開買付けは不成立となりました。また、インフロニアは、対象者を完全子会社化する検討を一旦中止し、他方で対象者との間の従来の資本業務提携関係を継続しつつ、様々な選択肢を視野に入れながらインフロニアグループの企業価値向上を目指していくとのことです。

（変更後）

<前略>

その後、インフロニアの2022年5月20日付け「東洋建設株式会社株式（証券コード：1890）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によれば、インフロニア公開買付けにおける応募株券等の総数（4,051,830株）が買付予定数の下限（43,837,790株）に満たなかったため、インフロニアは応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことであり、インフロニア公開買付けは不成立となりました。また、インフロニアは、対象者を完全子会社化する検討を一旦中止し、他方で対象者との間の従来の資本業務提携関係を継続しつつ、様々な選択肢を視野に入れながらインフロニアグループの企業価値向上を目指していくとのことです。

当社は、本公開買付けの開始を当初公表した2022年5月18日時点においては、2022年6月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えておりましたが、2022年6月30日時点において本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得られていないことから、対象者との協議を継続するために、本公開買付けの開始の予定時期を、2022年9月下旬に延期しました。当社としては、かかる本公開買付けの開始の予定時期の延期にもかかわらず、①対象者と継続的に協議を継続することにより、2022年9月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていること、②本公開買付価格（1株当たり1,000円）は、インフロニア提案価格（1株当たり770円）よりも高く設定されていること、③下記〈本公開買付けの概要〉に記載のとおり、本公開買付けに係る決済資金の調達も可能であること（すなわち、資金調達の観点で当社らによる本公開買付けの開始及び決済に支障がないこと）から、引き続き、本公開買付けは、対象者及び対象者の株主の皆様にとって、より魅力的なご提案であると考えております。

〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉

③ 本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯

<中略>

ウ. 4月22日回答書における当社らの提案に至る経緯

（変更前）

<前略>

4月22日回答書は、対象者に対する敵対的な買収を意図するものではなく、当社（Vpg）は対象者の長期的な企業価値・株式価値の向上に資する戦略的な選択肢を友好的に協議（エンゲージメント）することを目的としておりました。上記の理由から当社（Vpg）は、対象者の戦略的な選択肢の一つとして当社買収提案を行っておりますが、4月22日回答書の時点では、あくまでも戦略上の選択肢の一つであり、上記のとおり、当社（Vpg）は、当社買収提案に限らず、対象者の企業価値・株式価値向上に資するのであれば、対象者の上場維持や当社（Vpg）ではない他の買主候補に対する対象者株式の譲渡も含めて、あらゆる選択肢について対象者との建設的な対話を望んでおりました。また、かかる建設的な対話のため、当社（Vpg）は上記のとおり、対象者との友好的かつ真摯な協議が継続する限りは対象者株式の追加買付けを行わない配慮を行う旨を述べ、実際に、当社ら及び特別関係者は、2022年4月22日の翌日以降は、対象者株式の追加買付けは行っておりません。また、特別関係者は、2022年6月下旬に予定されている本公開買付けの開始まで、対象者株式の買付けは予定しておりません。

（変更後）

<前略>

4月22日回答書は、対象者に対する敵対的な買収を意図するものではなく、当社（Vpg）は対象者の長期的な企業価値・株式価値の向上に資する戦略的な選択肢を友好的に協議（エンゲージメント）することを目的としておりました。上記の理由から当社（Vpg）は、対象者の戦略的な選択肢の一つとして当社買収提案を行っておりますが、4月22日回答書の時点では、あくまでも戦略上の選択肢の一つであり、上記のとおり、当社（Vpg）は、当社買収提案に限らず、対象者の企業価値・株式価値向上に資するのであれば、対象者の上場維持や当社（Vpg）ではない他の買主候補に対する対象者株式の譲渡も含めて、あらゆる選択肢について対象者との建設的な対話を望んでおりました。また、かかる建設的な対話のため、当社（Vpg）は上記のとおり、対象者との友好的かつ真摯な協議が継続する限りは対象者株式の追加買付けを行わない配慮を行う旨を述べ、実際に、当社ら及び特別関係者は、2022年4月22日の翌日以降は、対象者株式の追加買付けは行っておりません。また、当社ら及び特別関係者は、2022年6月8日付けで、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、対象者株式の追加取得及び本対応方針に定める「大規模買付行為等」を行わないことを対象者に対して誓約しております。

カ．2022年5月18日以降の経緯

（変更前）

<前略>

また、上記の誓約により本対応方針はその必要性がないことは明らかであると当社らは考えるため、当社らは、対象者取締役会に対して、本対応方針を廃止する旨の決議を行うとともに、対象者の本定時株主総会に対する本対応方針の導入等に関する議案の上程を取り下げることがを要請いたしました。

当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案に関して誠実に協議する所存であり、最終的には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるものと考えております。

(変更後)

<前略>

また、上記の誓約により本対応方針はその必要性がないことは明らかであると当社らは考えるため、当社らは、対象者取締役会に対して、本対応方針を廃止する旨の決議を行うとともに、対象者の本定時株主総会に対する本対応方針の導入等に関する議案の上程を取り下げを要請いたしました。

当社らは、対象者経営陣との真摯な協議を目的として、2022年6月8日に対象者と協議（以下「6月8日協議」といいます。）を行いました。6月8日協議において、対象者からは、当社買収提案及び当社らによる回答書について、対象者取締役会に報告はしているものの、本対応方針を導入することを対象者取締役会にて決議しているため、対象者取締役会で当社買収提案を検討するためには、本対応方針の手續に則り、意向表明書及び情報提供をしてほしい旨の要請がありました。

また、対象者は、2022年6月9日付けで「合同会社Vpg、株式会社KITE、ダブリューケイ・ワン・リミテッド、ダブリューケイ・ツー・リミテッド及びダブリューケイ・スリー・リミテッドからの書簡の受領について」と題する資料を公表し、（ア）本対応方針は、当社らを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報が提供され、株主の皆様及び対象者取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的としたものであること、（イ）対象者は、当社らから本対応方針所定の情報の提供を受けていないことから、本対応方針の必要性がなくなったものではないと考えているとの見解を示しました。

当社らは、2022年6月10日付けで「東洋建設の買収防衛策についてのYFOの考えについて」と題する資料（以下「本対応方針YFO見解資料」といいます。）を公表いたしました。本対応方針YFO見解資料においては、当社らは、対象者の株主の皆様に対して、魅力的な株式売却機会の実現可能性を高めるために、本定時株主総会において本対応方針に係る議案に反対していただくことをお願いいたしました。

また、当社らは、2022年6月11日に、対象者に対して「情報提供に関する誓約及び買収防衛策（注）に関するご質問事項」と題する誓約書（以下「6月11日誓約書」といいます。なお、題名記載の「買収防衛策（注）」は本対応方針を指します。以下、同じです。）を提出いたしました。6月11日誓約書において、当社らは、これまで、対象者の要望に応じて、経営方針及び企業価値向上策をはじめ、都度、情報を提供してきたとの認識であるものの、対象者において、当社買収提案を検討する上で追加的な情報提供が必要ということであれば、積極的にこれに応じさせていただくことを誓約いたしました。また、本対応方針に係る情報提供要求の各事項について、当社らのみの努力ではご提供できないものについては、対象者から情報を提供いただくなど、現実的にそれが可能になるように対象者にも協力いただきたいことをお伝えしました。加えて、6月11日誓約書において、本対応方針を対象者取締役会で廃止いただくとともに、対象者の本定時株主総会に対する本対応方針の導入等に関する議案の上程を取り下げを再度要請しつつ、本対応方針の導入経緯や理由に関する質問事項を提出いたしました。

対象者は、2022年6月13日付けで、当社らに対して「情報提供に関する誓約及び買収防衛策（注）に関するご質問事項」に対する回答について」と題する書簡を交付し、当社らからの情報提供に係る6月11日誓約書については、誓約のみでは本対応方針の必要性・合理性を減殺するものではないため、本対応方針所定の書面の提出及び情報を提供するよう要請しました。また、対象者取締役会及び対象者特別委員会において本公開買付けを検討するために必要な情報の大部分が得られていないこと、本対応方針の効力が生じている状況においては、対象者取締役会及び対象者特別委員会において、本対応方針に則って、検討、審議その他対応を行う必要があること、対象者としては、対象者からの情報提供がないと当社らによる回答又は提供が不可能な項目はないと理解しているため、本対応方針に則った対応とは別に、当社らからの2022年6月6日付けの書簡における質問事項に対して回答する予定はないとの見解を示しました。

対象者は、本対応方針 YFO 見解資料に対して、2020年6月13日に「Yamauchi-No.10 Family Office が公表した2022年6月10日付け「東洋建設の買収防衛策についての YFO の考え方について」に関する当社の見解について」と題する資料（以下「6月13日対象者資料」といいます。）を公表しました。対象者は、本対応方針に関して、当社らによる誤った主張や誤解を含む見解があるとしたうえで、本対応方針及び当社らの考えに係る17項目について対象者としての見解を公表しました。

これに対して、当社らは、2022年6月17日に「東洋建設の株主の皆様へ：東洋建設の買収防衛策に関する追加情報提供」と題する資料を公表しました。当社らは、対象者の6月13日対象者資料に関して、対象者の株主の皆様による検討に資する公正な情報を提供するために、6月13日対象者資料にて対象者の見解が示された17項目も含めて、当社らからも、対象者の株主の皆様に対して追加的な情報提供を行いました。また、当社らは、対象者に対して、本対応方針の導入（本定時株主総会への本対応方針に係る議案の上程）自体を見送るべきであることを再度要請しました。

その後、対象者は、2022年6月23日付けで、対象者取締役会において、本定時株主総会においては本対応方針に係る議案を上程せず、取り下げを決定し、同日付けで「第100回定時株主総会第5号議案（当社株式の大規模買付行為等への対応方針等の承認の件）の取下げに関するお知らせ」（以下「本対応方針取下げプレス」といいます。）を公表しました。本対応方針取下げプレス及び対象者が2022年6月24日付けで公表しました「第100回定時株主総会決議ご通知」によれば、本定時株主総会において本対応方針に係る議案の取下げに伴い、本対応方針は、本定時株主総会の終結時をもって直ちに廃止されました。

当社らは、対象者取締役会による本対応方針の導入の以前もそれ以降も、継続的に、対象者に対して当社買収提案の検討に必要な情報提供を行うとともに、対象者における当社買収提案の真摯な検討を求め、また、当社ら及び対象者間での当社買収提案に係る協議を進めております。さらに、当社らは、対象者から2022年6月23日付けで、今後も当社らと真摯かつ友好的な協議を継続することの要請の書面を受領したことを受けて、2022年6月24日付けで、当社らから対象者に対して、今後も引き続き、当社買収提案に対して対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるよう、また、対象者の株主の皆様ごの期待に沿えるように真摯かつ友好的な協議を進めさせていただきたい旨を伝えております。

当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案に関して誠実に協議する所存であり、最終的には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるものと考えております。

以 上

〈本件に関する報道機関からのお問い合わせ先〉

広報事務局

(当社らが起用する PR エージェント ボックスグローバル・ジャパン株式会社)

TEL: 03-6204-4337 担当田邊・久原